

環境あきたエコ活動支援助成金交付要綱

(通則)

第1条 環境あきたエコ活動支援助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めによる。

(目的)

第2条 環境保全の意義や重要性について県民の理解を深め、豊かな水と緑あふれる秋田を将来へ継承していくため、民間団体が自主的に行う環境保全活動を支援する。

(対象団体)

第3条 助成金の交付の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、次の要件を満たすものとする。ただし、主として政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体は対象外とする。

1) 公益的、社会的な活動を行うNPO等の団体で、秋田県内に主たる拠点を置き、活動の主たる範囲が秋田県内であること。

ここでいうNPO等とは、NPO法人、社団法人、市民活動団体、地縁団体又はそれらに準じる団体を指す。

2) 暴力団又はその他の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

(対象事業)

第4条 助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、「環境保全に関する実践活動」、「環境保全に関する教育啓発活動」「環境保全に関する身近な調査研究活動」に資する広く県民を対象とした事業とする。

ただし、次の各号に該当する事業は対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体から同種の補助金を受けているもの。
- (2) 団体が事業の実施主体となっていないもの。
- (3) 団体の組織の運営・維持を目的とするもの。
- (4) 宗教活動、政治活動又は営利活動を主たる目的とするもの。

(対象期間)

第5条 助成金の対象となる期間は、当該年度の4月1日から翌年の2月28日までの間に実施する事業とする。

(対象経費)

第6条 助成金の対象となる経費は、団体が助成対象事業を行うために必要な経費で

あって、次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 講師等への報償（団体の構成員に対する報償は除く、1時間あたり1万円を上限とする。）
- (2) 講師等への交通費（団体の構成員に対する交通費は除く。）
- (3) 消耗品
- (4) 印刷製本費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 通信・運搬費
- (7) その他助成対象事業の実施に直接必要と認められる経費

(助成額)

第7条 助成対象事業に対する助成率は9／10以内とし、30万円を上限とする。

2 前項の規定により算出された助成金の交付額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(助成回数)

第8条 同一の団体に対する助成は、原則3回を限度とする。

(助成金交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を別に定める期日まで補助事業者へ提出しなければならない。

- ①環境あきたエコ活動支援助成金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④団体に関する調書（様式第4号）
- ⑤定款、寄附行為または規約等
- ⑥会員名簿

(新規活動優先)

第10条 新規の活動について重点的に支援することを目的として、新規活動には申請書を審査する段階で加点を付けて、継続活動よりも採択されやすいようにする。

(事業の審査及び交付決定等)

第11条 補助事業者の代表者は、第9条及び前条の規定に基づき助成金交付申請書が提出されたときは、別に定める「環境あきたエコ活動支援助成金審査要領」に基づき審査し、助成金を交付することが適当と認められるときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(助成金交付の条件等)

第12条 補助事業者の代表者は、助成金の交付を決定するに当たっては、次に掲げる事項について、条件を付すものとする。

(1) 助成金を目的以外の目的に使用しないこと。

(2) 次に掲げる場合には、あらかじめ承認を受けること。

ア 助成対象事業に要する経費の配分(ただし、経費の欄に掲げる経費相互間の20%以内の増減を除く。)を変更するとき。

イ 助成対象事業の内容を変更(事業費の20%以内の増減を除く。)するとき。

ウ 助成対象事業を中止し、又は廃止するとき。

(3) 助成対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となった時は速やかに補助事業者へ報告し、その指示を受けること。

(4) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、指示及び命令事項を確実に履行すること。

2 前項(2)の規定による承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。

(1) 交付条件等変更承認申請書(様式第6号)

(2) 助成対象事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)

3 第1項(3)の規定による指示を受けるときは、事業実施状況報告書(様式第8号)によるものとする。

(事業の変更等)

第13条 補助事業者の代表は、前条第2項により承認の申請が提出されたときは、内容を審査のうえ、助成金交付決定変更書(様式第9号)により通知すること。

(実績報告書)

第14条 助成対象団体は、助成対象事業が終了し、又は廃止の承認を受けた場合は、事業完了後30日以内又は、当該年度の2月28日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第10号)を補助事業者へ提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする

(1) 実績報告書(様式第2号)

(2) 収支精算書(様式第11号)

(3) その他事業の実施状況がわかる資料

(助成金の請求及び概算払)

第15条 助成金の交付については、精算払いとし、助成対象団体は、前条の実績報告に合わせて請求書を提出するものとする。

2 助成金の請求は、請求書に請求すべき根拠を証明する資料を添付するものとする。

3 補助事業者の代表が必要と認めるときは、交付決定額の4/5を限度として、概

算払いとすることができる。

- 4 助成金の概算払を受けようとする助成対象団体は、助成金概算払申請書（様式第12号）に請求書を添えて提出するものとする。